

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730059

研究課題名（和文） イギリス法におけるコンスピラシー概念の動向

研究課題名（英文） The Trend of the Concept of Conspiracy in the Law of England and Wales

研究代表者

澁谷 洋平 (SHIBUYA YOHEI)

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：20380991

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本における共謀罪創設の議論に対する 1 つの比較法的検討の素材を提示することを目的として、イギリスの法律委員会による『諮問書 183 号』および『報告書 318 号』の中で示された諸議論と諸提案を調査・分析することを通じて、1990 年代以降、現在に至るまで常に変容し続けてきたコンスピラシーの現在の姿と、イギリス法が抱える実体法・手続法上の諸問題を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this research, by focusing and analyzing some arguments and proposals presented in two Law Commission's papers, Consultation Paper No 183 and Law Commission No 318, I have clarified some recent substantive or procedural problems of the law of conspiracy in England and Wales which is always changing from 1990's to 2010, for the purpose of presenting one comparative example which is considered for the problem of creating the offence of conspiracy in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑法・コンスピラシー・共謀罪・イギリス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内の状況

2000 年 11 月の「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」採択、2003 年 5 月の条約締結承認から政治的な紆余曲折を経て 2009 年 7 月の衆議院解散・廃案に至るまで、「共謀罪創設の是非」をめぐるのは、「処罰根拠の主観化、処罰時期の早期化、処罰範囲の拡散化」を伴う共謀罪の問題の深刻さから、きわめて大きな議論が喚起され、日本の

刑事法体系との整合性をはじめ、共謀罪の内包する様々な矛盾・問題点について、徹底的な批判的検討が行われた。

2009 年 10 月現在、政権交代が実現し、共謀罪の議論も一見沈静化の様相を呈しているが、今後の動向を楽観視することはできない。また、2006 年 5 月の「民主党修正案丸呑み」案から「継続審議」へと急転した政治的動揺・混乱の要因が「原理・原則論」や「英米法のコンスピラシー研究」の不十分さにあ

ったとの指摘を想起すれば、「共謀罪創設」の問題を多角的な視点から批判的に検討するための理論的基盤をこれまで以上に確実なものにする1つの有効な手立てとして、英米法研究の不足部分を補い、原理・原則からその解釈・適用に至るコンスピラシーの「現在の姿」を解明するという作業は重要な課題であり、政権交代による多少の「時間的猶予」が認められる今こそ、このような研究を進めておく絶好の機会と考えられる。

(2) 比較法研究の動向

英米法のコンスピラシーに関しては、古くから多数の研究が存在する。例えば、江家義男「英米法における共謀罪 (Conspiracy)」早稲田法学 24 卷 3=4 号 (1950) 367 頁、藤岩睦郎『英米法における共同謀議罪の研究』(1951)、田島裕「コンスピラシー法理の研究(1)~(3・完)」法雑 24 卷 2 号 1 頁(1977)、25 卷 1 号 1 頁(1978)、29 卷 1 号 1 頁(1982)、熊谷丞佑「共謀罪」中山研一ほか『現代刑法講座第 3 卷』215 頁(成文堂・1979)、佐藤正滋「英法の共同謀議罪」金法 29 卷 1=2 号 209 頁(1987) などにより、イギリス法の包括的な研究が行われているが、それ以降の研究は少ない。

他方、アメリカ法研究としては、近時、小早川義則『共謀罪とコンスピラシー』(成文堂・2007)をはじめ、奈良俊夫『共謀罪』及び『共謀』概念とコンスピラシーの法理』獨協 57 号 67 頁(2002)、亀井源太郎「コンスピラシーの訴追」都法 45 卷 1 号 133 頁(2004)、同「共謀罪と刑事手続」都法 48 卷 1 号 119 頁(2007)などが公刊・公表され、最新の状況が明らかにされている。

こうして、現在は、アメリカ法研究に重点が移行しつつある。確かに、イギリス法を継受したアメリカ法が極端化された形で展開される傾向にある点、従来のアメリカ法研究に不足部分が存在したことなどの諸事情に鑑みると、こうした動向は一面において適切なものともいえる。しかし、14 世紀の概念誕生以来、700 年以上にわたりこれを維持し続けている母法たるイギリス法の——とりわけ研究が必ずしも十分といえない 1990 年代以降の——最新状況についても、アメリカ法と同等又はそれ以上に研究を深めておくことが必要であると思われる。

(3) 本研究の経緯——イギリス法の現状

イギリス法研究の不足部分の存在に加えて、イギリスのコンスピラシーが「新たな状況」を迎えている点も重要である。すなわち、2007 年 9 月、法律委員会は『諮問書 183 号』を刊行し、同概念をめぐる問題状況を整理した上で、複数の改正案を提示した。『諮問書 183 号』は、未完成犯罪(共犯、未遂犯、コ

ンスピラシー)を包括的に再検討し、その全体的整合性を図る作業の一環であり、コンスピラシーに関しては、2006 年の Saik 事件貴族院判決([2007]1 AC 18 (マナーロンドングの共謀罪が否定された事案))を契機とした主観的要件の問題をはじめ、複数の改正案が示されている。本研究期間内における検討作業の進展度合いは定かでないが、今後、法律委員会報告書の作成・刊行、具体的な立法・改正というようにこの作業が順次進展していくことが予想される。

こうして、『諮問書 183 号』に基づくイギリス法の現状調査・研究は、我が国の理論的基盤の強化という目的に寄与するものであると同時に、今後到来し得るイギリス法のさらなる局面(処罰根拠・処罰範囲の異同、成立要件、罪数関係など3つの未完成犯罪の相互関係・位置づけなど)を追跡的に調査・研究するという将来的研究の基礎を形成する作業としての意義をも併せ持つものである。

(4) 研究対象、学術的特色・意義等

本研究では、『諮問書 183 号』による整理・分析を手掛かりとし、実体面のみならず、手続面および法執行のあり方に関する研究の重要性を強調する近時の先行研究の基本的姿勢を踏襲しつつ、1977 年以降、とりわけ 1990 年代以降現在に至るイギリス法のコンスピラシー概念の展開、具体的にはその処罰根拠、成立要件、訴訟手続、法執行の現状等、理論面と実践面の双方を総合的に調査・分析し、イギリス法の現状と課題を客観的に解明する。

本研究は、700 年以上にわたり常に変容し続けてきたコンスピラシー概念の「現在の姿」を「生きた法 (law in action)」として描き出そうとするものである。

本研究において、21 世紀を迎えて新たな状況に直面するイギリス法の原理・原則(処罰根拠)論をはじめ、コンスピラシーの解釈・適用全般に関する最新の問題状況や思考様式を正確に提示し、これが共有されることによって、日本における「共謀罪創設」の議論を批判的に検討するための理論的な基盤をこれまで以上に確実なものにすることが可能になるものと予想される。

2. 研究の目的

本研究は、2000 年以降我が国においてきわめて重大な議論を喚起した「共謀罪」の 1 つの原型である「イギリス法のコンスピラシー概念」の最新状況について、調査・分析を加えるものである。

イギリス法は、2007 年の法律委員会による『諮問書 183 号』による中間報告を 1 つの大きな契機として、「新たな状況」に直面している。そこでは、1977 年刑事法 (Criminal

Law Act 1977) 1 条以下に規定されているコンスピラシーの包括的な検討が行われ、イギリス法が抱える現状と課題が明らかにされている。

このようなイギリスの現状に鑑み、本研究では、とりわけ先行研究の乏しい 1990 年から 2010 年に至るまでのコンスピラシーの処罰根拠、成立要件、訴訟手続に関する議論、ならびに法執行の現状を調査することにより、コンスピラシーの理論面と実践面を総合的に研究し、常に変容し続けるコンスピラシーの「現在の姿」を可能な限り客観的に浮き彫りにする。

そして、かかる研究作業を通じて、イギリス法の現状を明確に示すことにより、①比較法的な見地から、日本における「共謀罪創設」の問題を批判的に検討するための理論的基盤をこれまで以上に確実なものにするとともに、②コンスピラシーを含む「未完成犯罪 (inchoate offence)」（未遂犯、共犯）の全体的な整合性を図る目的で進められている現在のイギリス法の今後の展開を追跡的に調査・研究するための基礎を形成することを最終的な目的とする。

3. 研究の方法

(1) 計画・方法の概要

本研究は、1977 年刑事法制定以降、特に 1990 年から 2010 年現在までのイギリス法におけるコンスピラシー概念の展開に焦点を当て、I) 実体法、II) 手続法、III) 法執行の現状という 3 つの側面における各問題について、調査・分析を進めた。

まず、I)・II) に関しては、『諮問書 183 号』を出発点としつつ、コンスピラシーの処罰根拠、存在意義、成立要件、訴訟手続等に関する議論の展開と現状を調査・分析した。この研究は、文献調査を中心とし、本研究課題全体の 70～80%を占める。

次に、III) に関しては、法執行等の現状を調査し、その知見を I)・II) の研究成果と総合することにより、実体法・手続法の両面において多様な批判に晒され続けるコンスピラシーの「実態」、「活きた法 (law in action)」としての解明を試みた。この研究は、現地調査を中心とし、理論研究の不足部分の補完・是正をも目的とする。

本研究では、2 年間の研究期間を下記の 4 期に細分した上で研究を進めてきた。

(2) 具体的な計画・方法

①第 1 期

2010 年 4 月～8 月の 5 か月間は、『諮問書 183 号』を手掛かりとして、コンスピラシー概念の歴史的展開、処罰根拠論、成立要件（特に主観的要件）などの「実体法上の問題」（上記 (1) I) 部分）の調査を進める。その際、

1977 年刑事法制定当時の資料等も併せて参照し、コンスピラシー概念が現在に至る展開過程を正確に把握する。

なお、2011 年 3 月には、きわめて重要と思われる Saik 事件貴族院判決を中心として、第 1 期の実体法研究に係る成果の一部を雑誌論文として公表した。

②第 2 期

2010 年 9 月～2011 年 4 月の 8 か月間は、コンスピラシーの訴追、抗弁事由 (defence)、合意の相手方、人的範囲と配偶者等の免責事由、コ・コンスピレーターの例外、犯罪地と管轄などの「手続法上の問題」（上記 (1) II) 部分）の調査を進める。

なお、第 2 期研究は、イギリスの刑事手続法の理解を前提とするため、研究遂行者の専門領域（刑法）との関係から、相対的に長い期間を設定している。

③第 3 期

2011 年 5 月～7 月の 2 か月間は、第 1 期、第 2 期研究において得られた成果を総合し、研究会報告で得られた理解ならびに疑問点をも整理しつつ、イギリスでのコンスピラシー実務の現状調査を短期間で効率的に行うための事前準備（日本国内で参照可能なイギリスの統計資料等の調査・確認、イギリスで収集すべき文献・資料等の一覧作成、現時点での疑問点等をまとめた質問票の作成など）を行う。

ii) なお、当初、2011 年 8 月中旬～下旬の間には、上記準備作業を踏まえた上で、イギリスに渡航し、文献・資料収集その他の現地調査を行う予定であったが、日程調整等の都合のため、2011 年の 3 月と 9 月の 2 回にわたり、イギリスに渡航した。その際、British Library, London School of Economics and Political Science (LSE) などの図書館、Oxford University の刑事法研究者である Jonathan Herring 氏を訪問し、意見聴取を行った。

当初計画では、現地の刑事法研究者、コンスピラシー訴追の実務に詳しい人物との面会により、コンスピラシーの「理論」が現実にはどのような形で「実践」されているのか、理論面での問題・批判とその実務面での克服・解消方法の有無、内容、不当な訴追に対する救済措置の有無などを中心に、『諮問書 183 号』に至る議論の展開・現状、法律委員会による中間報告・暫定的提案の内容をどのように見ているのか、1998 年人権法 (Human Rights Act 1998) や欧州人権条約 (European Convention of Human Rights) との関係はどう捉えているかなどについても、イギリス法を内側から間近に眺めている者の意見を聴取する予定であったが、Jonathan Herring

氏以外の研究者との面会は実現できなかった。

④第4期

2011年9月～2012年3月の7か月間は、上記第1期～第3期までの調査活動から得られた全ての成果（実体法・手続法に関する理論面と、その現実の適用という実践面に関する知見）を総合し、またその後判明した本研究の不足部分を適宜補足・修正した上で（1か月間）、研究論文を執筆した（6か月間）。

この最終作業において、1977年（特に1990年代）以降のコンスピラシー概念の展開、同罪が直面する新たな状況（現状と課題）の全容を明らかにし、①イギリス法の先行研究の不足部分を補い、比較法的な見地から、日本における「共謀罪創設」の議論を批判的に検証するための理論的基盤をこれまで以上に確実なものにするるとともに、②イギリス法の今後のさらなる展開を追跡的に調査・研究するための基礎を形成するという本研究の目的（上記3.（1））の達成を図る計画であったが、研究遂行中に『報告書318号』が公表され、その点の調査・分析が急遽必要となったことから、本報告書作成時点では、最終的な研究成果の公表には到達できていない。2012年度中の公表を目指し、現在、追加部分を執筆中である。

4. 研究成果

（1）本研究の主な成果

本研究では、法律委員会による検討作業の中間報告である『諮問書183号』、および最終報告である『報告書318号』で示された個々の問題を調査・分析してきた。

『報告書318号』における最終提案、以下の通りである。

①共謀罪は、①犯罪の行為要件に着手すること、および②既遂犯の結果要件を発生させることにつき、2人以上の者が同意していることを伴わなければならない（para 2.45）。

②共謀者が「その行為要件が着手され、結果要件が発生させられるはずである（should respectively）こと」を意図していたことが証明されなければならない（para 2.56）。

③その既遂犯が行為状況について過失の証明を要件とせず、又は過失を要件とするに止まる場合、共謀者と疑われている者は、その合意の時点において、所定の段階で既遂犯の行為状況の要件が現在するであろうことについて、無謀であったことが証明されなければならない（para 2.137）。

④その既遂犯が行為状況について単なる過失に類するものを越えた要件を規定する場合、共謀者と疑われている者は、その合意の時点において、かかる主観的要件を備えていたことが証明された場合に、有罪と認定さ

れる可能性がある（para 2.146）。

⑤被告人は、たとえ当該主観的要件が無謀の場合であったとしても、自己の意思によるか否かに関わらない酌量を理由として、共謀罪の主観的要件を備えていたことを否認し得る（para 2.164）。

⑥仮に実行された場合、行為状況に関する異なる主観的要件を持ち、又は異なる刑罰が科されるであろう複数の犯罪に到達するであろうような一連の行為に関する合意は、1つの正式起訴状に訴因を区別して記載し、複数の共謀として訴追しなければならない（para 4.25）。

⑦略式犯罪の共謀罪の訴追手続に関する公訴官の同意の要件は、維持される必要はない（para 4.35）。

⑧1977年刑事法2条2項（a）に規定される配偶者および内縁者の免責特権（immunity）は廃止されるべきである（para 5.16）。

⑨被害者でない共謀者（non-victim co-conspirator）の免責（exemption）は廃止されるべきであるが、被害者に対する免責については、以下の場合には維持されるべきである。

（a）その共謀が、特定領域の人々の保護を完全又は部分的に目的として存在する犯罪の遂行であり、

（b）行為者がその保護領域の枠内におり、かつ

（c）行為者がその合意された犯罪を遂行されたであろう人物であった場合

⑩ある合意が、刑事成年者と刑事未成年者によって構成されている場合、共謀罪の刑事責任は生じないとの原則は、維持されなければならない（para 5.45）。

⑪2007年重大犯罪法50条に規定される「合理的行為の抗弁」は、共謀罪に対して完全な形で適用されなければならない（para 6.56）。

⑫被告人が、自己の行為（又はその他の関与者の行為）又は意図された既遂犯の結果要件が完全又は部分的にイギリスで発生するかもしれないことを認識又は確信している限り、その行為がなされたか否かに関わらず、既遂犯の共謀罪で有罪とされる可能性がある（para 7.49）。

⑬被告人は、その他の関与者の行為がなされたか否かに関わらず、次の場合には、既遂犯の共謀罪で有罪とされる可能性がある。それは、①被告人の当該行為がイギリスで行われ、②意図された既遂犯の行為又は結果要件が完全又は部分的にイギリス国外で遂行されるかもしれないことを認識又は確信し、かつ③その既遂犯が、仮にその場所で遂行されたならばその場所に適用されている法の下で犯罪となるであろう場合である（para

7.56)。

⑭被告人は、その他の関与者の行為がなされたか否かに関わらず、次の場合には、既遂犯の共謀罪で有罪とされる可能性がある。それは、①被告人の当該行為がイギリスで行われ、②意図された既遂犯がイギリス国外で発生するかもしれないことを認識又は確信し、かつ③その既遂犯が、仮にその場所で遂行されたならばイギリスで審理可能なもの（又は所定の市民性、国籍若しくは居住条件等を満たす人物によって遂行されたならば審理可能なもの）であろう場合である (para 7.60)。

⑮被告人の当該行為がイギリス国外で行われた場合、次の場合には、既遂犯の共謀罪で有罪とされる可能性がある。それは、①意図された既遂犯が完全又は部分的にイギリス国外で発生するかもしれないことを認識又は確信し、かつ②仮にその既遂犯がその場所で遂行されたならばイギリスで（実行者として）審理され得るものである場合である (para 7.65)。

⑯意図された既遂犯が完全又は部分的にイギリスで遂行されるかもしれないことを認識又は確信していたことが証明され得ない事案においては、共謀罪の訴追を進めるためには、訴追側が法務総裁の同意を得なければならない (para 7.71)。

(2) 研究成果の位置付け

上記の『報告書 318 号』における 16 の諸提案のうち、①～⑤は実体法、⑥～⑯は手続法に係る内容を有する。

これらの諸提案のイギリス法における具体的位置付け、そこでの議論の詳細等については、本研究を総括する研究論文の中で紹介・検討する予定であるが、実体法に関しては、「意図 (intention)」の対象と、「行為状況 (circumstance)」に関する「無謀 (recklessness)」の取り扱いが重要な問題として議論されている。この点は、未完成犯罪の中心的要素を「意図」に見るイギリス法の伝統的な思考とともに、多様な主観的要素を抱える同国の独自性が現れており、客観面を重視し、故意・過失という簡潔な主観的要件を規定する日本刑法との顕著な差異が見られる部分である。

手続法に関しては、伝統的に形成されてきた幾つかの例外・特例規定の見直しが図られるとともに、裁判管轄権の点が精査・明確化されている。犯罪の多様化・複雑化、広域化・越境化の現状を受けた実践的な取り組みであると思われる。

本研究では、これらの諸提案ならびに検討過程での議論を調査することによって、1990年代以降もなお変容し続けてきたイギリスにおけるコンスピラシーの「現在の姿」とそれが抱える課題・問題点を明らかにし得たと

考えている。

(3) 今後の課題と展望

本研究課題に応募後の 2009 年 12 月に、イギリスの法律委員会による『報告書 318 号』 (Law Commission No 318, Conspiracy and Attempts) が公表され、1977 年法改正に向けた最終提案が示されるに至っている。

本研究は、その中間報告である『諮問書 183 号』を中心とした調査・分析を予定していたが、研究課題に対する最新の報告書が公表されたことを受けて、『報告書 318 号』をも併せて研究対象とせざるを得なくなった。こうして、調査対象が予想以上に増大したため、当初予定していた研究期間内に十二分な調査・分析を行うことが必ずしもできなかった部分が残っている。

また、第 3 期研究の中心としていた現地研究者への意見聴取が、日程調整等の問題により実現できず、文献・資料等の調査に留まった点も、当初の計画通りに研究を進めることができなかった部分である。

もっとも、イギリス内務省の発表した情報 (Ministry of Justice, Report on Implementation of Law Commission's Proposals 2012) によれば、法律委員会の最終提案が立法化される予定は今のところない。従って、今回の検討作業で示されたイギリス法の現状と課題は、今後も、学説・判例の中で争われ続けるものと予想される。

今回の研究成果を完全なものとするために、イギリスにおける最新の状況に注目し続けながら、上記の未完成部分についての「総論的な研究」を進めるとともに、コンスピラシーの訴追がきわめて大きな役割を担う「薬物犯罪」、「資金洗浄」などの個別の犯罪について、「各論的な調査」を行っていくこと、ならびに比較法的見地から、日本における「共謀罪創設の議論」を批判的に検討すること、共謀共同正犯論との比較・検討を行うことなどが、今後の大きな課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 1 件)

① 澁谷洋平 「イギリス法における共謀罪の主観的要件について——Saik 事件貴族院判決を中心として——」、熊本ロージャーナル 5 号 43-77 頁 (2011)、査読無

(<http://hdl.handle.net/2298/19639>)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

澁谷 洋平 (SHIBUYA YOHEI)

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：20380991